

教育講演

全国がん登録、院内がん登録アップデート

柴田亜希子

国立研究開発法人国立がん研究センター
がん対策情報センターがん登録センター

全国がん登録や院内がん登録は、社会や医療のすう勢変化に大きく影響を受けないように構築されている仕組みであるが、社会や医療の大きなすう勢変化があった場合は迅速に運用で対応すべき場合がある。本教育講演の演題の『アップデート』は、「最新情報」を提供するという名詞の意味と、実務者は日常的に「情報を最新化に努めていただきたい」という動詞の意味を込めた。

本講演では、がん登録推進法施行という大きなすう勢変化で生じた運用変更について、全国がん登録と院内がん登録を対比的に紹介する。

1. がん登録オンラインシステム稼働に伴う全国がん登録の届出について

2017年4月、全国がん登録の届出の電子化推進のために厚生労働省が構築した「がん登録オンラインシステム」が稼働した。本システムは、全国がん登録電子届出票や院内がん登録から作成された全国がん登録届出用電子ファイルを、申請によって利用可能な、専用のインターネット回線にて都道府県がん登録室に送達する仕組みである。一方、院内がん登録全国集計2016年診断症例のデータ提出は、従前どおりにがん登録センター院内がん登録室からお知らせする提出手順書に従って「品質管理ツール」を介して行う。ただし、院内がん登録全国集計提出データの最終確定時に、「品質管理ツール」によって全国がん登録届出用ファイルが作成されて病院側に保存される機能が追加される予定で、病院はこのファイルを全国がん登録電子届出票に添付してがん登録オ

オンラインシステムを介して全国がん登録に届け出ることができる。

2. 院内がん登録標準登録様式 2016 版による多重がん判定の指針について

多重がんの定義次第でがん統計は大きな影響を受ける。過去の院内がん登録標準登録様式では、一腫瘍一登録の対象は「当該病院の医師の判断」がある場合はそれを最優先に決定されてきた。院内がん登録標準登録様式 2016 年版では、がん登録センター院内がん登録室が別途示す、米国の SEER の「The 2007 Multiple Primary and Histology Coding Rules」に準拠した判定を行うことが推奨されている（項目番号 110 重複番号）。一方、全国がん登録では、厚生労働省地域がん登録研究班が提唱した標準方式と同様に、届け出られた全情報を「International rules for multiple primary cancers (ICD-0 Third Edition)」(IARC, Lyon, 2004)に従って集約し、最終的に Reporting Rules に従って集計する。ただし、この国際規則には浸潤癌と上皮内癌の多重癌に関する特例はないため、地域がん登録の標準方式では独自規則を設けていたが、全国がん登録ではより出典の規則に近い方法に変更した。

3. 院内がん登録と全国がん登録情報の利用

がん登録推進法第 20 条によって、全国がん登録届出病院には、届出情報とともに生死情報と死亡日や最終生存確認日が提供されるようになった。病院は法律第 47 条に基づいて提供を受けた情報等を活用して、がん医療の質の向上に努めるものとされている。法律第 20 条による予後情報の提供は病院等での活用のために提供されるものであり、他の全国がん登録情報から提供される情報と同様に、法律第 31 条によってその目的以外に提供してはならず、法律第 32 条と政令によって、最長 15 年の保有の期間の限度が規定されている。

全国がん登録情報と院内がん登録情報は、それぞれの特徴をよく知り、適切に活用したい（表 1）。住民単位の罹患率を計測できるのは全国がん登録情報だけである。院内がん登録は、病院機能の課題の抽出とモニタリングをいち早く計測できる情報であることが利点である。自施設以外の院内がん登録情報を使いたい場合、院内がん登録全国集計データを提供する仕組みがあり、がん診療連携拠点病院に在席している職員、研究者、都道府県のがん対策担当者であ

れば申請可能である。全国がん登録情報の提供は2019年1月から開始予定である。

特定の1都道府県の情報を用いた研究計画の場合は、当該都道府県知事に対して利用申請を行い、2都道府県以上の情報を用いた研究計画の場合は、厚生労働大臣に対して利用申請を行う違いがある（表2）。

表1 院内がん登録情報と全国がん登録情報の特徴

	院内がん登録	全国がん登録
集計できること	1年間に病院でがんの診断、治療を新しく受けた人の数。登録対象の生存率	1年間に特定の地域の住民の中で新たにがんと診断された人の数（罹患数）登録罹患者の生存率
分かること	病院の特徴	地域の特徴
集計する目的	病院機能の課題の洗い出しとモニタリング	地域のがん対策の課題の洗い出しとモニタリング
利点	早く計測できる	罹患率を計測できる
比較の対象		
人	性別、年齢別、発見経緯別、病期別、治療方法別等	
場所	診断時住所別、病院別、病院機能別	診断時住所別、医療圏別、都道府県別
時	診断月別、診断年別	罹患年別

表2 利用可能な院内がん登録情報と全国がん登録情報

	利用申請できる人	手続き	アクセス・手続き
自施設の院内がん登録データ	自施設の定める利用手続きによる	自施設の定める利用手続きによる	
院内がん登録全国集計データ	がん診療連携拠点病院に在籍している職員、研究者、都道府県のがん対策担当者	国立がん研究センターが管理するデータ利用委員会に対して研究申請	院内がん登録支援サイト http://ncc.ctr-info.com/
全国がん登録情報特定の1都道府県	がんに関する研究を行おうとする者	特定の1都道府県の知事に対して利用申請	各都道府県準備中（国の方針待ち）
全国がん登録情報2都道府県以上	がんに関する研究を行おうとする者	厚生労働大臣に対して利用申請	国立がん研究センターに事務局設置予定